

REACH 規制に基づく炭素・黒鉛製品の「物質、混合物（調剤）、成形品」区分 (Ver.3)

2009年12月4日

炭素協会

REACH 規則対策委員会

1. REACH における物質、混合物（調剤）、成形品の定義

- ・物質とは、化学元素および自然の状態においてまたは何らかの製造プロセスによって得られたそれらの化合物を意味する。その物質の安定性を保持するのに必要なあらゆる添加物および用いられた製造プロセスから生じたあらゆる不純物が含まれる。ただし、その物質の安定性に影響することなく、またはその組成を変えることなく分離され得るあらゆる溶剤は除外する。
- ・混合物（調剤）とは、2つ以上の物質からなる混合物または溶液を意味する。
- ・成形品とは、生産時に与えられる特定の形状、表面またはデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体を意味する。

2. REACH の定義により本委員会が策定する区分事例

- ・物質
炭素粉、黒鉛粉、コークス
- ・混合物（調剤）
炭素粉と黒鉛粉の混合粉
炭素粉または黒鉛粉と金属粉の混合粉
- ・成形品¹⁾
電極、カソードブロック、ルツボ、ヒーター、ブラシ、ブラシ用ペレット、機械部品、断熱材（シート、フェルト）、炭素または黒鉛の素材ブロック、樹脂または金属を含浸した炭素または黒鉛の素材ブロック、高炉用ブロック、電気炉用ブロック

注 1) 炭素または黒鉛の素材ブロックは最終形状製品ではない。しかし、その形状は最終製品に加工するための機能として顧客から要求された形状である。それ故素材ブロックは成形品と解釈される。同様に、樹脂または金属を含浸した炭素または黒鉛の素材ブロックも成形品である。

「免責事項」

本書の情報は、当協会が現在集められる最新の情報に基づいて作成したものである。当協会は利用者が本情報を使用したことにより損害を生じた場合でも一切の責任を負うものではなく、本情報は利用者自身の責任において使用されるべきものである。

以上